# 輸出酒類販売場制度に関するＱ＆Ａ

令和７年４月
国税庁 酒税課

【目次】

Ⅰ　輸出酒類販売場の概要 . . . . . 1
問１　輸出酒類販売場制度の概要を教えてください。 . . . . . 1
問２　消費税の輸出物品販売場の許可を受けていますが、この許可を受けていれば酒税も免除となりますか。 . . . . . 1
問３　輸出酒類販売場の許可を受ける場合の手続及び要件について教えてください。 . . . . . 1
問４　輸出酒類販売場の許可申請書は、消費税の輸出物品販売場の許可を受ける前でも提出できますか。 . . . . . 2
問５　消費税の輸出物品販売場の許可を受けないと、輸出酒類販売場の許可を受けることはできないのですか。 . . . . . 2
問６　免税販売の対象となる「免税購入対象者」とは、どのような者をいうのですか。 . . . . . 2
問７　免税購入対象者かどうかはどのようにして確認するのですか。 . . . . . 3
問８　日本国籍を有する者に対して免税販売する際に、一定の書類の提示を受けて、免税購入対象者であることを確認する必要があるとのことですが、具体的にはどのように行うのですか。 . . . . . 3
問９　輸出酒類販売場としての許可を受けた製造場（販売場）において、外国人事業者に対して酒税を免除して販売できますか。 . . . . . 4
問 10　輸出酒類販売場の制度を利用できる酒類製造者の規模に制限はありますか。 . . . . . 4
問 11　輸出酒類販売場の許可を受けられる酒類の製造場は、製造免許を受けている酒類の品目による制限はありますか。 . . . . . 5
問 12　酒類の製造場に併設する売店でも輸出酒類販売場の許可を受けることができますか。 . . . . . 5
問 13　酒類の製造場に近接していない場所でアンテナショップを経営していますが、輸出酒類販売場の許可を受けることができますか。 . . . . . 5
問 14　「製造場と売店が近接していること」の要件は、どのように判断しますか。 . . . . . 5
問 15　消費税の輸出物品販売場制度では、臨時販売場についても免税販売が認められていますが、酒税についても免除して販売できますか。 . . . . . 6
問 16　消費税の輸出物品販売場制度では、自動販売機型輸出物品販売場が認められていますが、酒税についても免除して販売できますか。 . . . . . 6
問 17　酒類の蔵置場で輸出酒類販売場の許可を受けることはできますか。 . . . . . 6
Ⅱ　販売できる酒類の範囲 . . . . . 7
問 18　輸出酒類販売場で販売する全ての酒類について、酒税を免除して販売できますか。 . . . . . 7
問 19　他の酒類製造者から仕入れた酒類を、自己のラベルを用いて販売する場合であっても酒税を免除して販売できますか。 . . . . . 7

問 20　当社は、自社で製造した酒類と海外から輸入した酒類をブレンドしたものを販売していますが、その酒類は、酒税を免除して販売できますか。 . . . . . 7
問 21　当社は、輸出酒類販売場で他社銘柄の酒類も取り扱っていますが、他社銘柄の酒類は、酒税を免除して販売できますか。 . . . . . 8
問 22　輸出酒類販売場では、一人の免税購入対象者に対して酒税を免除して販売する場合の販売数量に制限はありますか。 . . . . . 8
問 23　輸出酒類販売場では、一人の免税購入対象者に対して酒税を免除して販売する場合の販売金額に制限はありますか。 . . . . . 8
問 24　販売価格の合計額が５千円以上 50 万円以下であるかどうかの判定は、消費税及び酒税込みの価格で行うのですか。 . . . . . 8
問 25　１本の価格が５千円以上の酒類でなければ免税対象にはならないのですか。 . . . . . 9
問 26　清酒と徳利・お猪口を同時に販売（購入）する場合の取扱いはどのようになりますか。 . . . 9
問 27　ギフト商品のように清酒と徳利・お猪口をセットで一つの商品として販売する場合の取扱いはどのようになりますか。 . . . . . 9
Ⅲ　免税販売の方法 . . . . . 9
問 28　輸出酒類販売場における免税販売の方法について教えてください。 . . . . . 9
問 29　輸出物品販売場で行う消費税の免税販売の手続との違いについて教えてください。 . . . . . 12
問 30　免税販売の際に国税庁長官に提出しなければならない酒類購入記録情報とは何ですか。 . . 12
問 31　酒類購入記録情報を提供するための手続について教えてください。 . . . . . 12
問 32　酒税を免除して販売する際に、購入者へ説明する必要事項について教えてください。 . . . . 12
問 33　国税庁長官に提供した酒類購入記録情報はどのように保存したらよいですか。また、紙での保存は認められますか。 . . . . . 13
問 34　免税購入対象者に免税販売した酒類の返品を受けた場合は、どのように処理すればよいですか。 . . . . . 14
問 35　輸出酒類販売場で、自己が製造した酒類と他者が製造した酒類の両方を販売している場合には、適切な商品管理や免税購入対象者に対する適切な価格表示が必要になると思いますが、どのような表示をする必要がありますか。 . . . . . 15
問 36　酒税を免除して販売した酒類の包装方法は、消費税の消耗品の免税販売時と異なるのでしょうか。 . . . . . 16
問 37　免税販売対象の酒類と酒類以外の商品（酒類以外の消耗品や一般物品）を合わせて販売する場合は、別々に包装する必要がありますか。 . . . . . 17
問 38　酒類の製造場で輸出酒類販売場の許可を受けている場合の記帳については、どのようにすれ

ばよいですか。 . . . . . 17
問 39　酒類の製造場に近接する酒類の販売場で輸出酒類販売場の許可を受けている場合の販売場における記帳については、どのようにすればよいですか。 . . . . . 17
問 40　酒類の製造場で輸出酒類販売場の許可を受けている場合における免税販売した酒類に係る酒税納税申告の方法について教えてください。 . . . . . 18
問 41　酒類の製造場に近接する酒類の販売場で輸出酒類販売場の許可を受けている場合における免税販売した酒類に係る酒税納税申告の方法について教えてください。 . . . . . 18
問 42　輸出酒類販売場から外国に直送することは可能ですか。 . . . . . 18
問 43　輸出酒類販売場で購入した免税酒類を免税購入対象者がＥＭＳ郵便物等を用いて国外に発送（いわゆる別送）した場合の取扱いについて教えてください。 . . . . . 18
問 44　免税購入対象者が、免税で購入した酒類を出国前に消費、転売した場合は、販売をした酒類製造者が酒税を負担することになるのでしょうか。 . . . . . 19
問 45　輸出酒類販売場を移転する場合の手続について教えてください。 . . . . . 19

## Ⅰ　輸出酒類販売場の概要

問１　輸出酒類販売場制度の概要を教えてください。

【答】

「輸出酒類販売場制度」は、地方創生の推進や日本産酒類のブランド価値向上等の観点から、「酒蔵ツーリズム®」の魅力を高めていくために平成 29 年 10 月 1 日から導入された制度です。

本制度では、酒類製造者が、消費税法に規定する輸出物品販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を外国人旅行者等の免税購入対象者（問６参照）に対して、一定の方法で販売するとともに、酒類購入記録情報を国税庁長官に提供する場合には、当該酒類に係る消費税に加えて酒税が免除されます。

なお、輸出酒類販売場を開設しようとする酒類製造者は、酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります。

具体的な免税販売の手続については、Ⅲ免税販売の方法をご参照ください。

問２　消費税の輸出物品販売場の許可を受けていますが、この許可を受けていれば酒税も免除となりますか。

【答】

酒税の免除を受けようとする場合には、消費税の免除を受けるための輸出物品販売場の許可に加えて、輸出酒類販売場の許可も受ける必要があります。

問３　輸出酒類販売場の許可を受ける場合の手続及び要件について教えてください。

【答】

輸出酒類販売場の許可を受けるためには、許可を受けようとする酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長に「輸出酒類販売場許可申請書」(注１) を提出する必要があります。「輸出酒類販売場許可申請書」には、許可を受けようとする製造場の見取図及び許可を受けた輸出物品販売場許可申請書の写し（既に許可を受けている場合のみ）を添付する必要があります。

許可に当たっては、税務署において販売場を確認するなどして、次に掲げる３つの要件を満たしているかどうか審査を行いますので、時間的余裕を持って申請書を提出してください。

① 許可を受けようとする酒類製造者が、過去３年以内に輸出酒類販売場の許可を取り消されたことがない酒類製造者であり、輸出酒類販売場を経営することについて特に不適当と認められる事情がない者であること

② 許可を受けようとする酒類製造者が、酒類の製造免許の取消要件の一つである酒税法第 10 条第

３号から第５号まで又は第７号から第８号までに該当していない者であること

③　許可を受けようとする販売場が、消費税法に規定する輸出物品販売場（注２）の許可を受けた酒類の製造場（注３）であること

（注１）「輸出物品販売場許可申請書」と「輸出酒類販売場許可申請書」を同時に提出する場合は、「輸出物品販売場許可申請書」を提出する税務署に一括して提出することができます。

（注２）消費税法に規定する輸出物品販売場には、販売場を経営する事業者自身がその販売場においてのみ免税販売手続を行う「一般型輸出物品販売場」や、その販売場が所在する商店街等の特定商業施設内に免税販売手続を代理するための設備（免税手続カウンター）を設置する事業者が、免税販売手続を代理する「手続委託型輸出物品販売場」などがあります。

（注３）酒類の製造場とは別の場所で消費税の輸出物品販売場を経営している場合であっても、当該販売場が酒類の製造場と近接している場合で、当該販売場が酒類製造者によって管理され、製造及び販売がこれらの場所で一体的に行われているときは、当該販売場と酒類の製造場は「一の酒類の製造場」とみなすこととされています。

問４　輸出酒類販売場の許可申請書は、消費税の輸出物品販売場の許可を受ける前でも提出できますか。

【答】

「輸出酒類販売場許可申請書」は、消費税の輸出物品販売場の許可を受ける前でも提出できます。しかし、申請する販売場（製造場）において消費税の輸出物品販売場の許可を受けていることが、輸出酒類販売場の許可を受ける要件とされておりますので、消費税の輸出物品販売場の許可を受けていない場合には、併せて「輸出物品販売場許可申請書」の提出をお願いします。

問５　消費税の輸出物品販売場の許可を受けないと、輸出酒類販売場の許可を受けることはできないのですか。

【答】

輸出酒類販売場は、消費税の輸出物品販売場であることが要件とされておりますので、先に輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。なお、同日付での許可は可能となります。

問６　免税販売の対象となる「免税購入対象者」とは、どのような者をいうのですか。

【答】

輸出酒類販売場における免税販売は、外国人旅行者等の「免税購入対象者」に対する販売に限られます。

「免税購入対象者」とは、外国為替及び外国貿易法第６条第１項第６号に規定する非居住者であって、一定の要件を満たす者をいい、具体的には、次のとおりです。

| 日本国籍の 有無 | 免税購入対象者 |
|---|---|
| 無 | ①　「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格をもって在留する者（出入国管理及び難民認定法別表１の１、１の３）<br>②　寄港地上陸許可、船舶観光上陸許可、通過上陸許可、乗員上陸許可、緊急上陸許可、遭難による上陸許可を受けて在留する者（出入国管理及び難民認定法14～18） |
| 有 | 非居住者であって、国内以外の地域に引き続き２年以上住所又は居所を有する者であることについて、その者に係る領事館の在留証明又は戸籍の附票の写し（最後に入国した日から起算して６月前の日以後に作成されたものに限ります。）により確認された者 |

（注）在留証明には、電磁的記録で提供されるもの（いわゆる e-証明書）や e-証明書を紙に印刷　したものを含みます。

問７　免税購入対象者かどうかはどのようにして確認するのですか。

【答】

免税購入対象者かどうかについては、旅券（パスポート）の査証ページにある上陸許可認証印（上陸年月日、在留資格）などを見て確認します。

問８　日本国籍を有する者に対して免税販売する際に、一定の書類の提示を受けて、免税購入対象者であることを確認する必要があるとのことですが、具体的にはどのように行うのですか。

【答】

日本国籍を有する者に対して免税販売を行う場合、その者が最後に入国した日から起算して６月前の日以後に作成された、その者に係る領事館の「在留証明」又は「戸籍の附票の写し」（以下合わせて「証明書類」といいます。）の提示を受けて、国内以外の地域に引き続き２年以上住所又は居所を有することの確認を行う必要があります。

なお、証明書類の作成日時点において、「国内以外の地域に引き続き２年以上住所又は居所を有すること」が確認できる必要があります。

（注１）国内に住所又は居所を有する者、国内にある事務所に勤務している者、入国後６か月以上経過した者等は、免税購入対象者に該当しません。

（注２）「在留証明」の場合は、「住所（又は居所）を定めた年月日」及び「本籍地の地番」の記載が必要

です。

「戸籍の附票の写し」の場合は、「本籍地の地番」の記載が必要です。

（注３）在留証明には、電磁的記録で提供されるもの（いわゆるe-証明書）やe-証明書を紙に印刷したものを含みます。

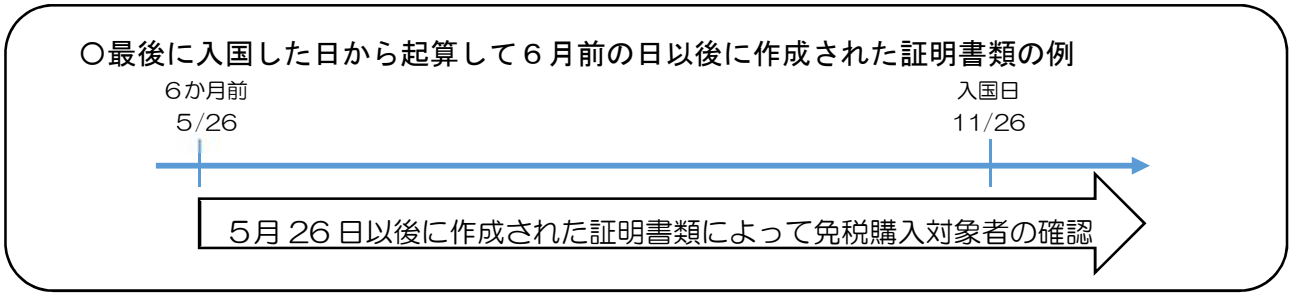


問９　輸出酒類販売場としての許可を受けた製造場（販売場）において、外国人事業者に対して酒税を免除して販売できますか。

【答】

輸出酒類販売場における免税の対象となる物品は、通常生活の用に供する酒類に限られます。

したがって、事業用又は販売用として購入されることが明らかなものは、本制度による酒税の免税販売の対象とならないため、外国人事業者に対して免税販売することはできません。

（注）輸出酒類販売場を経営する酒類製造者自らが、外国人事業者の指定する国へ輸出する目的で、酒類をその製造場から移出する場合には、酒税法第 29 条の輸出免税の適用を受けることができます。この場合には、当該酒類製造者が当該移出をした日の属する月分の期限内申告書に免税を受けようとする酒類の数量等を記載するとともに、当該酒類の輸出に関する明細を明らかにする必要があります。

問 10　輸出酒類販売場の制度を利用できる酒類製造者の規模に制限はありますか。

【答】

酒類製造者（酒税法第 28 条第６項及び第 28 条の３第４項の規定により酒類製造者とみなされた者を除きます。）であれば、酒類の製成数量や課税移出数量等の規模による制限はありません。

ただし、消費税の輸出物品販売場の許可に当たり消費税の課税事業者であることが要件とされていますので、その酒類製造者が消費税の免税事業者に該当する場合は、酒税の免除は受けられませんのでご注意ください。

問 11　輸出酒類販売場の許可を受けられる酒類の製造場は、製造免許を受けている酒類の品目による制限はありますか。

【答】

酒類製造者が受けている酒類の品目による制限はなく、輸出酒類販売場の許可を受けることは可能です。

ただし、酒税を免除して販売できる酒類は、輸出酒類販売場の許可を受けた酒類製造者が受けている製造免許と同一品目であるものに限られます。

輸出酒類販売場において酒税を免除して販売できる酒類の要件につきましては、問 18 をご参照ください。

問 12　酒類の製造場に併設する売店でも輸出酒類販売場の許可を受けることができますか。

【答】

本制度は、免税購入対象者に対し酒類の製造場で販売する酒類について免税販売できることとしていますが、①製造場と売店（酒税法第９条第１項の規定により酒類の販売業免許を受けた販売場に限ります。以下同じです。）が近接していること、②製造場と売店が同一税務署管内にあること、③売店が酒類製造者によって管理され製造と販売が一体的に行われていること及び④酒税の取締り上特に不適当であると認められる事情がないことという４つの要件を全て満たす場合には、酒類の製造場に併設する売店であっても輸出酒類販売場の許可を受けることができます。

問 13　酒類の製造場に近接していない場所でアンテナショップを経営していますが、輸出酒類販売場の許可を受けることができますか。

【答】

酒類の製造場以外の販売場で輸出酒類販売場の許可を受けようとする場合には、①製造場と売店が近接していること、②製造場と売店が同一税務署管内にあること、③売店が酒類製造者によって管理され製造と販売が一体的に行われていること及び④酒税の取締り上特に不適当であると認められる事情がないことが要件となっています。

したがって、酒類の製造場に近接していないアンテナショップについては、①の要件を満たさないため、本制度の適用はありません。

問 14　「製造場と売店が近接していること」の要件は、どのように判断しますか。

【答】

酒類の製造場と販売場が近接しているかどうかは、敷地が連続している場合のほか、道路や小川等を隔てている程度の距離に位置するなど、製造場と売店との間の酒類の移動が、酒類の製造場内での酒類の移動と同視できる程度に短時間で容易にできると認められる状態にあるかどうかで判断します。

問 15　消費税の輸出物品販売場制度では、臨時販売場についても免税販売が認められていますが、酒税についても免除して販売できますか。

【答】

本制度は、免税購入対象者に対し酒類の製造場又は製造場に近接する販売場で一定の要件を満たす場所において販売する酒類について、消費税及び酒税を免除して販売できることとしていることから、臨時販売場については、本制度の適用はありません。

問 16　消費税の輸出物品販売場制度では、自動販売機型輸出物品販売場が認められていますが、酒税についても免除して販売できますか。

【答】

自動販売機型輸出物品販売場は、免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機を設置することで人員の配置が不要とされる輸出物品販売場の制度ですが、酒類の販売においては、販売業務に従事する使用人その他の従業者の配置が必要なため、本制度の対象とはなっていません。

問 17　酒類の蔵置場で輸出酒類販売場の許可を受けることはできますか。

【答】

酒類製造者が設置する蔵置場については、以下の要件の全てを満たす場合に輸出酒類販売場の許可を受けることができます。

① 酒税法第 28 条第１項（第３号に係る部分に限ります。）の規定により設置の許可を受けた酒類の蔵置場であること

② ①の蔵置場の所在地と酒類の製造場の所在地が同一の税務署の管轄区域内にあり、かつ、同一の市町村（特別区を含み、地方自治法で規定する指定都市にあっては、区又は総合区）の区域内にあること

③ 酒類の製造に関する見学施設その他の酒類の製造に関する情報を提供できる施設又は当該施設の利用と併せて利用すべき場所と認められること

なお、輸出酒類販売場の許可が受けられる酒類製造者については、酒税法第 28 条第６項及び第 28

条の３第４項の規定により酒類製造者とみなされた者が除かれますので、酒類の製造免許を受けていない者が設置する蔵置場については、輸出酒類販売場の許可を受けることはできません。

## Ⅱ　販売できる酒類の範囲

問 18　輸出酒類販売場で販売する全ての酒類について、酒税を免除して販売できますか。

【答】

輸出酒類販売場において酒税を免除して販売できる酒類は、以下の４つの要件の全てを満たす必要があります。

①　輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が受けている製造免許と同一の品目の酒類であること

②　輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が製造した酒類（注１）であること

③　消費税法第８条第１項の規定により消費税が免除される酒類（注２）であること

④　免税購入対象者が輸出するために購入する酒類で、通常生活の用に供する酒類であること（事業用又は販売用として購入されることが明らかな酒類は免税の対象となりません。）

（注１）酒類製造者が製造した酒類には、自己の他の製造場で製造した酒類及び自己の商標を付した酒類を含みます。

（注２）同一の免税購入対象者に対する同一の輸出酒類販売場における酒類及び消耗品の１日の販売価額の合計額が５千円以上 50 万円以下であることなどが要件とされています。

また、酒類を含む消耗品の販売価格が５千円未満であっても、一般物品（消耗品以外のもの）との合計額が５千円以上であれば、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装することで、免税販売することができます。

問 19　他の酒類製造者から仕入れた酒類を、自己のラベルを用いて販売する場合であっても酒税を免除して販売できますか。

【答】

本制度では、輸出酒類販売場において酒税を免除して販売できる酒類として、自己の製造した酒類のほか、自己の製造した酒類と同一の商標（ラベル）を用いて販売する酒類についても酒税を免除して販売することができます。

問 20　当社は、自社で製造した酒類と海外から輸入した酒類をブレンドしたものを販売していますが、その酒類は、酒税を免除して販売できますか。

【答】

本制度では、輸出酒類販売場において酒税を免除して販売できる酒類として、自己の製造した酒

類のほか、自己の製造した酒類と同一の商標（ラベル）を用いて販売する酒類についても酒税を免除して販売することができます。

問 21　当社は、輸出酒類販売場で他社銘柄の酒類も取り扱っていますが、他社銘柄の酒類は、酒税を免除して販売できますか。

【答】

自己の製造した酒類に該当しない酒類については、本制度の適用はありません。

問 22　輸出酒類販売場では、一人の免税購入対象者に対して酒税を免除して販売する場合の販売数量に制限はありますか。

【答】

一人の免税購入対象者に対して酒税を免除して販売する場合の販売数量に制限はありません。

ただし、事業用又は販売用として購入されることが明らかな酒類は免税販売の対象となりません。

また、販売金額については制限があります。販売金額の制限については問 23 をご参照ください。

問 23　輸出酒類販売場では、一人の免税購入対象者に対して酒税を免除して販売する場合の販売金額に制限はありますか。

【答】

酒税が免除される酒類は、輸出物品販売場において消費税を免除して販売される酒類とされています。消費税法の規定においては、酒類を含む消耗品について消費税を免除して販売できるのは、同一の免税購入対象者に対する同一の輸出酒類販売場における１日の販売価格の合計額が５千円以上 50 万円以下の場合とされています。

問 24　販売価格の合計額が５千円以上 50 万円以下であるかどうかの判定は、消費税及び酒税込みの価格で行うのですか。

【答】

５千円以上 50 万円以下であるかどうかの判定を行う場合の販売価格の合計額は、免税購入対象者に対して販売する際の酒類の実際の販売価格によることとなりますが、この場合の販売価格は、消費税及び酒税を免除して販売する場合の価格となります。

問 25　１本の価格が５千円以上の酒類でなければ免税対象にはならないのですか。

【答】

１本の価格が５千円以上の酒類に限らず、酒類を２本以上販売した場合や酒類と他の消耗品又は一般物品とを組み合わせて販売した場合（一般物品との組み合わせの場合、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装する必要があります。）に、その販売価格の合計額が５千円以上であれば酒税を免除して販売できます。例えば、酒類の販売価格が２千円、酒類以外の消耗品又は一般物品の販売価格が４千円であれば、販売価格の合計で５千円以上となりますのでその酒類は酒税を免税して販売できます。

問 26　清酒と徳利・お猪口を同時に販売（購入）する場合の取扱いはどのようになりますか。

【答】

消費税の輸出物品販売場制度においては、一般物品と消耗品のそれぞれで５千円以上となるかの判断をすることとしています。したがって、清酒は消耗品に該当し、徳利やお猪口は一般物品に該当しますので、これらを組み合わせて一つの商品として販売しない場合には、それぞれで５千円以上かどうかを判断する必要があります。

なお、一般物品を指定された方法により包装することで、消耗品として免税対象金額の判定を行うことができます。したがって、一般物品及び酒類を指定された方法により包装し、その販売価格の合計額が５千円以上である場合には、消費税及び酒税は免除とすることができます。

問 27　ギフト商品のように清酒と徳利・お猪口をセットで一つの商品として販売する場合の取扱いはどのようになりますか。

【答】

消費税の輸出物品販売場制度においては、一般物品と消耗品のそれぞれで５千円以上となるかの判断をすることとしていますが、一般物品と消耗品を組み合わせて一の商品としている場合には、消耗品として取り扱われます。したがって、清酒と徳利・お猪口がセットになった商品は、消耗品として取り扱うこととなります。

## Ⅲ　免税販売の方法

輸出酒類販売場における免税販売の方法については、「輸出物品販売場制度に関するＱ＆Ａ」についてもご確認ください。

問 28　輸出酒類販売場における免税販売の方法について教えてください。

【答】

輸出酒類販売場における免税購入対象者に対する免税酒類（本制度の適用を受けて酒税を免除して販売する酒類をいいます。以下同じです。）の販売方法は、次のとおりです。

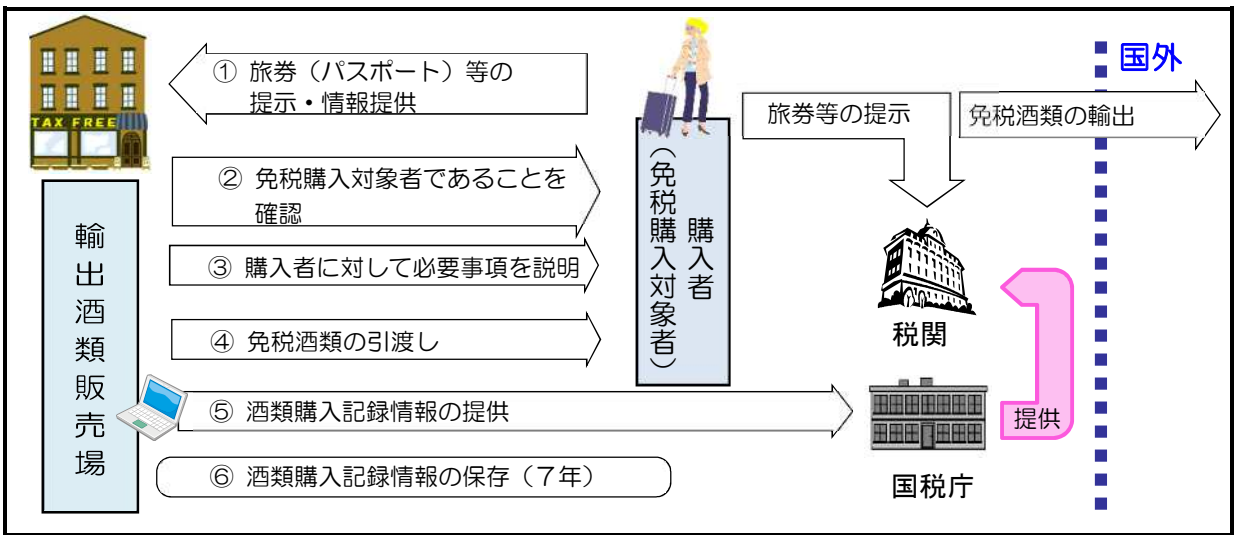


①　旅券（パスポート）等の提示・情報の提供

輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、免税購入対象者本人から旅券等の提示を受け、その旅券等に記載された情報の提供を受けます。

次の旅券等のいずれの提示もない場合は、免税販売を行うことはできません。

イ　旅券（上陸許可の証印を受けたもの）

ロ　旅券に係る情報が記録されたVisit Japan Webの二次元コード

ハ　船舶観光上陸許可書

ニ　乗員上陸許可書

ホ　緊急上陸許可書

ヘ　遭難による上陸許可書

また、日本国籍を有する免税購入対象者に対して免税販売する場合は、証明書類の提示を受けた後、証明書類に記載された情報の提供又は証明書類の写しの提出を受けます。

（注）在留証明には、電磁的記録で提供されるもの（いわゆるe-証明書）やe-証明書を紙に印刷したものを含みます。

②　免税購入対象者であることの確認

輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、①で提示を受けた旅券等により、購入者が免税購入対象者であることを確認します。免税購入対象者については、問６をご参照ください。

③　免税購入対象者に対して必要事項を説明

輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、免税販売の際、免税購入対象者に対して、その免税酒類が輸出するため購入されるものであること等を説明しなければなりません。説明する事項に

ついては、問 32 をご参照ください。

④　免税酒類の引渡し

輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、免税酒類（一般物品と合算して購入下限額を判定する場合には、その一般物品も含みます。）を指定された方法により包装し、免税購入対象者本人に引き渡します。

⑤　酒類購入記録情報の提供

輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、酒類購入記録情報を、免税販売手続の際、電子情報処理組織を使用して、消費税の購入記録情報の提供に併せて、遅滞なく国税庁長官に提供しなければなりません。具体的には、酒類製造者のパソコン等の送信機器からインターネット回線等を通じて国税庁が運用する免税販売管理システムに接続し、酒類購入記録情報をデータで提供することとなります。酒類購入記録情報については、問 30 及び 31 をご参照ください。

⑥　酒類購入記録情報の保存

輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、国税庁長官に提供した酒類購入記録情報を整理して、免税販売を行った日の属する消費税の課税期間の末日の翌日から２月を経過した日から７年間、免税販売を行った輸出酒類販売場の所在地又はその酒類製造者の消費税に係る納税地に保存しなければなりません。酒類購入記録情報の保存については、問 33 をご参照ください。

なお、酒類購入記録情報の保存がない場合、免税購入対象者に対する販売であっても免税となりません。ただし、酒類製造者が災害その他やむを得ない事情により保存できなかったことを証明した場合には、この限りではありません。

（参考１）

免税購入対象者は、出国する際、免税酒類を携帯等の方法により輸出するとともに、出港地を所轄する税関長に、その所持する旅券等を提示しなければなりません。

免税購入対象者が出国する際、免税酒類を携帯していない（輸出しない）場合には、免除された消費税額に相当する消費税及び酒税額に相当する酒税を徴収されることとなります。

（参考２）

免税購入対象者は旅券等の提示及び情報の提供について、「Visit Japan Web」により行うこともできます。

なお、日本国籍を有する免税購入対象者については、「Visit Japan Web」を利用することはできますが、輸出酒類販売場で提示・提供する旅券情報の二次元コードの対象外であるため、「Visit Japan Web」を使用した免税購入はできません。

「Visit Japan Web」の詳細については、デジタル庁ホームページをご参照ください。

問 29　輸出物品販売場で行う消費税の免税販売の手続との違いについて教えてください。

【答】

輸出酒類販売場で行う酒税の免税販売の手続については、輸出物品販売場で行う消費税の免税販売の手続とほぼ同一ですが、購入記録情報に免税酒類の税率の適用区分やその区分ごとの数量（酒類購入記録情報）を記録する必要があります。

問 30　免税販売の際に国税庁長官に提出しなければならない酒類購入記録情報とは何ですか。

【答】

輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、免税販売の際、酒類購入記録情報を、電子情報処理組織を使用し、消費税の購入記録情報（購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入者の購入の事実を記録した電磁的記録）の提供に併せて、遅滞なく国税庁長官に提供しなければなりません。

酒類購入記録情報とは、免税酒類の税率の適用区分（品目を含みます。）及びその区分ごとの数量が記録された電磁的記録をいいます。

問 31　酒類購入記録情報を提供するための手続について教えてください。

【答】

酒類購入記録情報を国税庁長官に提供するためには、輸出酒類販売場ごとに「輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の届出書」を作成し、輸出酒類販売場の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、消費税の「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を併せて提出する場合（提出すべき税務署長が異なる場合に限ります。）には、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の消費税の納税地を所轄する税務署長を経由して提出することができます。

問 32　酒税を免除して販売する際に、購入者へ説明する必要事項について教えてください。

【答】

輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、免税購入対象者に対して、次の事項を説明する必要があります。

① 免税酒類が国外へ輸出するため購入されるものである旨

② 本邦から出国する際、その出港地を所轄する税関長にその所持する旅券等を提示しなければならない旨（免税購入対象者でなくなる場合の旅券等の提示は、その住所地又は居所の所在地の所

轄税務署長に対して行います。）

③　免税酒類を出国の際に所持していなかった場合には、免除された消費税額（地方消費税額に相当する額を含みます。）及び酒税額に相当する額を徴収される旨

問 33　国税庁長官に提供した酒類購入記録情報はどのように保存したらよいですか。また、紙での保存は認められますか。

【答】

輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、国税庁長官に提供した酒類購入記録情報を整理して、免税販売を行った日の属する消費税の課税期間の末日の翌日から２月を経過した日から７年間、免税販売を行った輸出酒類販売場の所在地又はその酒類製造者の消費税に係る納税地に保存しなければなりません。

酒類購入記録情報は、電磁的記録又は印刷した書面により保存することとなります。

１　電磁的記録のまま保存する場合

酒類購入記録情報を電磁的記録により保存する場合には、電子帳簿保存法上の規定に基づき、以下の措置を講じる必要があります。

①　次のイからニまでのいずれかの措置を行うこと

イ　酒類購入記録情報にタイムスタンプを付した後、酒類購入記録情報の提供を行うこと又はタイムスタンプが付された酒類購入記録情報を承認送信事業者から受領すること。

ロ　酒類購入記録情報の提供後速やかに又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに（酒類購入記録情報の提供からタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規定を定めている場合に限ります。）タイムスタンプを付すとともに、酒類購入記録情報の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

ハ　次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して酒類購入記録情報の提供及び保存を行うこと。

(ｲ)　酒類購入記録情報の訂正又は削除を行った場合には、その事実及び内容を確認することができること。

(ﾛ)　酒類購入記録情報の訂正又は削除を行うことができないこと。

ニ　酒類購入記録情報について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、この規程に沿った運用を行い、酒類購入記録情報の保存に併せて、この規程の備付けを行うこと。

②　酒類購入記録情報の保存等に併せて、システム概要書の備付けを行うこと。

③　酒類購入記録情報の保存等をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと。

④　検索機能を確保しておくこと。

なお、酒類購入記録情報の場合は、次の検索項目となります。

・　免税酒類の譲渡年月日、免税酒類の価額その他の主要な項目（免税購入対象者の氏名、輸出酒類販売場の名称等）を検索条件として設定できること。

・　日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

・　二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること。

ただし、税務職員による質問検査に応じるべく購入記録情報のダウンロードができるようにしている場合には、上記の検索項目のうち「日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。」及び「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること。」については不要です。

（注）承認送信事業者を通じて酒類購入記録情報を国税庁長官に提供する場合は、承認送信事業者から酒類購入記録情報の提供を受けて保存することとなります。

２　紙に印刷して保存する場合

酒類購入記録情報を出力（印刷等）することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力（印刷等）したものに限ります。）を保存する場合、免税販売を行った輸出酒類販売場の所在地又はその酒類製造者の消費税に係る納税地に上記と同様に７年間、出力（印刷等）した書面を整理して保存しなければなりません。

（参考１）　酒類購入記録情報に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が 10%加重されます。

（参考２）　電子帳簿保存法上の保存方法等については、国税庁ホームページに掲載されている、「電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）」や「電子帳簿保存法一問一答（Ｑ＆Ａ）」をご参照ください。

| 問 34　免税購入対象者に免税販売した酒類の返品を受けた場合は、どのように処理すればよいですか。 |
|---|

【答】

免税販売管理システムに酒類購入記録情報を送信した後、免税販売をした酒類の返品を受けた場

合、当初の酒類購入記録情報を修正するデータを遅滞なく免税販売管理システムに送信する必要があります。

具体的には、一部の商品が返品された場合は、①当初の酒類購入記録情報を取り消すためのデータを送信した上で、訂正後の酒類購入記録情報を送信する方法（洗替処理）と②当初の酒類購入記録情報との差分データを送信する方法（差分処理）のいずれかが必要となります。

なお、全部の酒類が返品された場合は、当初の酒類購入記録情報を取り消すためのデータを送信する必要があります。

酒類購入記録情報を修正するデータの送信については、酒類購入記録情報のうち免税酒類の「数量」、「販売価額」及び「（酒税）本数」をー（マイナス）として設定し、その他の訂正がない記録項目については、「送信番号」欄を除き、当初データと同一の内容を設定します（「単価」はー（マイナス）とはなりません。）。

また、酒類購入記録情報の誤送信等により取消する場合等についても、同様の処理となります。

他の事業者が開発した送信ソフトウェア等を使用して酒類購入記録情報を送信している場合は、使用している送信ソフトウェア等の説明書等をご確認ください。

【送信イメージ】（商品Ａを５個販売後２個返品を受けて、結果３個販売している場合）

①　洗替処理

| | 送信番号 | 品名 | 数量 | 本数 | 単価 | 販売価額 | その他の記録項目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 当初 | …001 | Ａ | ５個 | ５本 | 10,000 円 | 50,000 円 | |
| 取消 | …002（変更） | Ａ | ▲５個 | ▲５本 | 10,000 円 | ▲50,000 円 | 原則変更なし |
| 訂正後 | …003（変更） | Ａ | ３個 | ３本 | 10,000 円 | 30,000 円 | 正しい情報で登録 |

②　差分処理

| | 送信番号 | 品名 | 数量 | 本数 | 単価 | 販売価額 | その他の記録項目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 当初 | …001 | Ａ | ５個 | ５本 | 10,000 円 | 50,000 円 | |
| 差分 | …002（変更） | Ａ | ▲２個 | ▲２本 | 10,000 円 | ▲20,000 円 | 原則変更なし |

外国に持ち出されることなく戻し入れられた酒類については、本制度の適用を受けないこととなりますので、酒税を免除して販売した日の属する月の翌月末日までに戻し入れられた酒類について、酒税法に規定する戻入控除を受けようとしない場合には、当初販売した際の移出と返品による戻入れについては、なかったものとして取り扱うことになります。

問 35　輸出酒類販売場で、自己が製造した酒類と他者が製造した酒類の両方を販売している場合には、適切な商品管理や免税購入対象者に対する適切な価格表示が必要になると思いますが、どのような表示をする必要がありますか。

【答】

輸出酒類販売場で、自己が製造した酒類と他者が製造した酒類の両方を販売している場合には、酒税の免除の対象となる自己が製造した酒類と他者が製造した酒類が混在しないような区分けなどの管理をするなどの対応が求められます。

また、店頭での販売価格の表示については、消費税法上、総額表示となっています。

酒税額についての店頭での表示の定めはありませんが、通常価格の表示に合わせて、消費税、酒税の免税適用を受けて販売する価格を表示する場合には、購入者に誤認されることがないような表示とすることが求められます。

したがって、以下の表示例のように、通常販売価格及び消費税・酒税免税販売価格を表示する必要があります。

《店頭における価格表示の例》

| |
|---|
| 清酒　●●正宗（720ml） |
| ①通常販売価格　2,836 円（税込） |
| ②（消費税・酒税免税販売価格　2,500 円） |

① 消費税込みの価格については総額表示。

② 消費税及び酒税免税販売による場合の価格については、価格とともにその旨を明記してください。

なお、免税で販売する場合の価格について、上記は、清酒 720ml に係る酒税額 79 円（端数切り捨て）を消費税抜きの価格から差し引いた例となっていますが、これによらず、事業者によって適切に設定することが可能です。また、対価の額が５千円以上となるかどうかの判断は②の価格の合計により行います。

(注)ギフト商品のように清酒と徳利・お猪口をセットで一つの商品として販売している場合には、その商品の②の価格の合計が５千円以上となるかどうかで判断します。

問 36　酒税を免除して販売した酒類の包装方法は、消費税の消耗品の免税販売時と異なるのでしょうか。

【答】

消費税の消耗品の免税販売時における包装方法については、経済産業大臣及び国土交通大臣の共同の告示で規定されているものとなっています。

酒税免税販売時における包装方法については、別途国税庁長官告示において指定する方法となっています。

国税庁長官告示では、酒税を免除して酒類を販売する場合には、消費税の消耗品の免税販売における方法に加え、その包装に免税酒類を消費した場合には酒税が徴収される旨を日本語及び外国語により記載するか、又はその旨を記載した書面を貼り付けることとされています。

問 37　免税販売対象の酒類と酒類以外の商品（酒類以外の消耗品や一般物品）を合わせて販売する場合は、別々に包装する必要がありますか。

【答】

酒類と酒類以外の消耗品を合わせて販売する場合には、別々に包装する必要はなく、合わせて包装することができます。

また、酒類を含めた消耗品と合算して販売した一般物品は、消耗品と同様の指定された方法により包装されていれば、必ずしも消耗品と一緒に包装する必要はありません。この場合の包装することとした一般物品は、消耗品として取り扱われますので、その包装を開封せずに国外に持ち出す必要があります。

なお、酒税を免除して販売する酒類を包装する場合は、消費税の消耗品の免税販売における方法に加え、その包装に免税酒類を消費した場合には酒税が徴収される旨を日本語及び外国語により記載するか、又はその旨を記載した書面を貼り付けることとされています。

問 38　酒類の製造場で輸出酒類販売場の許可を受けている場合の記帳については、どのようにすればよいですか。

【答】

酒類の製造場で許可を受けている輸出酒類販売場における記帳については、酒類の製造場において通常行っている記帳をしてください。

問 39　酒類の製造場に近接する酒類の販売場で輸出酒類販売場の許可を受けている場合の販売場における記帳については、どのようにすればよいですか。

【答】

酒類の製造場と一の製造場とみなされた輸出酒類販売場では、酒類の製造場としての申告義務・記帳義務等が課されることになります。

ただし、他の酒類製造者や酒類卸売業者から酒税が課税された酒類を受け入れた後、その酒類について、帳簿上、自己の製造した酒類と明確に区分して記帳している場合など、本制度の適用がないことを明らかにしている場合の申告義務・記帳義務については、酒類の製造場にある酒類とは取り扱わずに、酒類の販売場にある酒類として取り扱うこともできます。

問 40　酒類の製造場で輸出酒類販売場の許可を受けている場合における免税販売した酒類に係る酒税納税申告の方法について教えてください。

【答】

輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場で免税販売した酒類は、①その販売した日の属する月分の酒税納税申告書（期限内申告書で、同申告書に免税を受けようとする酒類の数量等を記載しているものに限ります。）を提出し、②酒類購入記録情報等を保存することにより、酒税の免除の適用を受けることができます。

問 41　酒類の製造場に近接する酒類の販売場で輸出酒類販売場の許可を受けている場合における免税販売した酒類に係る酒税納税申告の方法について教えてください。

【答】

輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の販売場で免税販売した酒類は、①近接した酒類の製造場におけるその販売した日の属する月分の酒税納税申告書（期限内申告書に限ります。）を提出し、②酒類購入記録情報等を保存することにより、酒税の免除の適用を受けることができます。

問 42　輸出酒類販売場から外国に直送することは可能ですか。

【答】

消費税の輸出物品販売場制度と同様に、免税購入対象者が輸出酒類販売場において免税酒類を購入する際、国際第二種貨物利用運送事業者と輸出に係る運送契約を締結し、その場でその運送事業者（代理人を含みます。輸出酒類販売場を経営する酒類製造者も代理人になれます。）に引き渡すことにより、外国へ直送することが可能です。

なお、送付する相手国、送付を依頼する運送業者等によって取扱いが異なりますので、免税販売した酒類を直送する場合には、依頼する運送業者等に事前によくご確認ください。

問 43　輸出酒類販売場で購入した免税酒類を免税購入対象者がＥＭＳ郵便物等を用いて国外に発送（いわゆる別送）した場合の取扱いについて教えてください。

【答】

消費税の輸出物品販売場制度と同様に、令和７年３月 31 日までに購入した免税酒類については、いわゆる別送の取扱いが認められていましたが、この取扱いは、同日をもって廃止されましたので、令和７年４月１日以降に購入した免税酒類については、ご質問のように輸出酒類販売場で購入した免税酒類を免税購入対象者が出国する前に例えばＥＭＳ郵便物として国外に発送（いわゆる別送）し、出国時にその免税酒類を所持していない場合、その酒類を輸出したことを証する書類を提示し

たとしても免税酒類を持ち出す（輸出する）ことについて税関の確認を受けることはできません。

そのため、令和８年 10 月 31 日までに購入し、その後に別送した免税酒類について、免税購入対象者はその免税酒類に係る酒税額に相当する酒税について税関で即時徴収を受けることとなります。

（注１）別送の取扱いとは、免税購入対象者が購入した免税酒類を出国前に郵便物等として輸出し、出国時に免税酒類を所持していない場合で、税関に輸出を証する書類（郵便局が発行する引受証及び発送伝票の控え等）を提示し、その書類により免税酒類を輸出したことが明らかなときは、輸出の確認を受けることができる取扱いをいいます。

（注２）令和７年３月 31 日までに購入した商品については、要件に従って別送している場合、原則として別送の取扱いの適用を受けることができます。

問 44　免税購入対象者が、免税で購入した酒類を出国前に消費、転売した場合は、販売をした酒類製造者が酒税を負担することになるのでしょうか。

【答】

免税で販売した酒類について、免税購入対象者が国内において一部でも消費した場合や転売した場合には、免税購入対象者が、出国する際に免税酒類を携帯していない（輸出しない）こととなるため、出国時にその出港地を所轄する税関長が当該免税購入対象者から、免除された消費税額に相当する消費税及び酒税額に相当する酒税を徴収することになります。

したがって、酒類製造者が負担することはありません。

（注）震災等の天災又は火災その他の人為的災害で免税購入対象者の責任によらないものに基因する災害によって、酒類を亡失してしまったときに、免税購入対象者が輸出物品（酒類）販売場購入物品亡失証明書（承認）申請書を税関長（税務署長）に提出した場合は、消費税及び酒税は徴収されません。

問 45　輸出酒類販売場を移転する場合の手続について教えてください。

【答】

輸出酒類販売場は、酒類の製造場ごとに許可を受ける必要があり、移転前の販売場についての許可の効力は移転後の販売場に及ばないため、輸出酒類販売場を移転する場合には、「輸出酒類販売場廃止届出書」を移転前の販売場の所在地を所轄する税務署長に提出し、「輸出酒類販売場許可申請書」を移転後の販売場の所在地を所轄する税務署長に提出し改めて許可を受ける必要があります。

また、移転前の販売場についての「輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の届出書」の効力も、移転後の販売場には及ばないため、移転後の販売場につき「輸出酒類販売場許可申請書」を提出する際に、併せて「輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の届出書」も提出してください。